

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令案について
(概要)

厚生労働省年金局企業年金・個人年金課

1. 改正の趣旨

○ 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和7年法律第74号。以下「令和7年改正法」という。）により、確定拠出年金法（平成13年法律第88号。以下「DC法」という。）が改正され、個人型確定拠出年金（以下「iDeCo」という。）の加入区分として第5号加入者（※）が令和8年12月1日より追加されること等を踏まえ、関係省令の規定の整備を行う。

※ 現行の規定において iDeCo に加入することができない60歳以上70歳未満の者であって、iDeCo 加入申出の日の前日において iDeCo 加入者であった者、iDeCo 運用指図者であった者、企業型確定拠出年金（以下「企業型 DC」という。）の資産の iDeCo への移換の申出をした者、確定給付企業年金の脱退一時金相当額や残余財産の iDeCo への移換の申出をしようとする者又は企業年金連合会から iDeCo への積立金の移換の申出をしようとする者（企業型年金加入者掛金を拠出する者等を除く。）をいう（令和7年改正法により新設した DC 法第62条第1項第5号）。

2. 改正の概要

(1) 第5号加入者が新設されることに伴い、確定拠出年金法施行規則（平成13年厚生労働省令第175号。以下「DC則」という。）における iDeCo の加入申出や加入者区分の変更等に関する規定について、既存の規定を踏まえて、第5号加入者に係る規定の新設等の整備を行う。

(2) 第5号加入者のうち企業型 DC や確定給付企業年金等の企業年金から資産を移換する申出をしようとする者が iDeCo の加入者の資格を取得した後、厚生労働省令で定める期間（①）内に、当該申出をしなかった場合、厚生労働省令で定める期間（②）を経過した日に iDeCo の加入者の資格を喪失すると規定している（改正後 DC 法第62条第4項各号列記以外の部分及び同項第8号）ところ、①及び②の厚生労働省令で定める期間をいずれも「当該第5号加入者が個人型年金加入者の資格を取得した日から起算して3月」とする。

(3) iDeCo の加入者掛金の額は、確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号。以下「DC令」という。）第29条第3号の規定により、iDeCo の加入者の区分の変更に伴い変更する場合及び厚生労働省令で定める場合を除き拠出単位期間につき1回に限り変更することができる。DC 則第38条第1号では、上記の厚生労働省令で定める場合として、企業型 DC の事業主掛金の額等が引き上がることにより、当該中小事業主掛金の額と当該 iDeCo 加入者に係る iDeCo 加入者掛金の額との合計額が拠出限度額（DC 法第20条又は DC 法第69条に規定する拠出限度額をいう。以下同じ。）を超えることとなる場合において、

当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該個人型年金加入者掛金の額を引き下げた場合を定めている。

DC 則第 38 条第 1 号を改正し、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 87 条の 2 第 1 項の規定による保険料を納付したこと又は国民年金基金の掛金の額が引き上がることにより、当該中小事業主掛金の額と当該個人型年金加入者に係る個人型年金加入者掛金の額との合計額が拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該個人型年金加入者掛金の額を引き下げた場合を追加する。

(4) DC 則様式第 8 号について、令和 7 年改正法及び国民年金基金令等の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 442 号。以下「限度額政令」という。）の改正内容を踏まえ、所要の改正を行う。また、本省令案による改正後の様式第 8 号は、この省令案の施行日（令和 8 年 12 月 1 日）以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例によるものとする経過措置を設ける。

(5) 令和 7 年改正法附則第 33 条の規定により、第 5 号加入者の新設に係る規定の施行日（令和 8 年 12 月 1 日）から起算して 3 年を経過する日までの間は、次の①又は②に該当する者であって、申出の時点で日本国内に住所を有する 60 歳以上 70 歳未満のものは、厚生労働省令で定めるところにより、国民基金連合会に申し出て第 5 号加入者となることができることとされたことを踏まえ、当該申出に係る細則を定める。

① 令和 8 年 12 月 1 日において現に改正後 DC 法第 62 条第 1 項各号に掲げる者のいずれにも該当せず、かつ、令和 8 年 12 月 1 日までの間において国民年金の被保険者であった者

例：施行日時点で 60 歳以上であるため国民年金被保険者ではないが、過去には国民年金被保険者であった者

② 令和 8 年 12 月 1 日から起算して 1 年以内に改正後 DC 法第 62 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる者のいずれにも該当しなくなった者

例：施行日時点で 59 歳の者

(6) 限度額政令によって企業型 DC 及び iDeCo の拠出限度額が令和 8 年 12 月 1 日から引き上げられることに伴い、同日から 1 年間は、限度額政令による改正前の DC 令の規定による拠出限度額より多い額となるように、企業型 DC の加入者掛金の額又は iDeCo の加入者掛金の額若しくは中小事業主掛金の額を引き上げる場合を、それぞれの掛金の変更回数の制限の例外とする特例を置くこととする（第 5 号加入者に係る iDeCo の加入者掛金及び中小事業主掛金を引き上げる場合を除く。）。

(7) その他所要の規定の整備を行う。

【被改正省令】

- ・ DC 則
- ・ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 20 号）
- ・ 確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令（令和 3 年厚生労働省令第 150 号）

3. 根拠条項

- ・ DC 法第 50 条、第 62 条第 1 項各号列記以外の部分、同条第 4 項各号列記以外の部分、同項第 8 号、第 111 条、第 116 条及び第 117 条
- ・ 令和 7 年改正法附則第 33 条第 1 項
- ・ DC 令第 29 条第 3 号

4. 施行期日等

- 公布日：令和 8 年 6 月下旬（予定）
- 施行期日：令和 8 年 12 月 1 日